

○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(649単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100			
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(624単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(612単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(600単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(589単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(574単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(565単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(575単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(555単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(544単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(534単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(524単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(511単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(503単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(540単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(521単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(511単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(501単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(492単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(479単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(472単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(530単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(511単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(502単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(492単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(483単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(471単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(463単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(513単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(494単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(485単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(476単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(467単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(454単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(447単位)					
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(590単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(568単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(558単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(547単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(537単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(523単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(515単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(526単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(507単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(497単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(488単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(479単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(467単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(460単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(489単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(471単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(462単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(452単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(444単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(433単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(426単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(479単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(461単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(452単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(443単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(435単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(424単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(417単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(462単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(444単位)					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(436単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(428単位)					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	(420単位)					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	(409単位)					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	(403単位)					
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費		(-)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)						
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)						
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)						

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) (障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の50)	(1)定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の25)	(1)定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき22単位を加算)

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下	(1日につき39単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき17単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下	(1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上	(1日につき5単位を加算)

注1 前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

目標工賃達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき89単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき80単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき75単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき74単位を加算)
	ホ 定員81人以上	(1日につき72単位を加算)

施設外就労加算	(1日につき100単位を加算)
---------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)
----------	----------------

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)

注 同一敷地内の場合 ×70/100

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)
------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×52/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×38/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×21/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算)を除くを算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

注3 指定障害者支援施設において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×7/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算)を除くを算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1,000)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算)を除くを算定した単位数の合計

注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×19/1,000)